

# 浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針

浜松市立北浜東小学校  
令和8年4月改訂

## 浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針 目次

第1	いじめの防止等のための基本的な考え方	3
1	いじめの定義	3
2	いじめの理解	3
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	4
	(1)いじめの未然防止	4
	(2)いじめの早期発見	4
	(3)いじめへの対処	5
	(4)地域や家庭との連携	5
	(5)関係機関との連携	5
第2	いじめの防止等のための対策	6
1	いじめの防止等のための組織	6
	(1)「北浜東小学校いじめ対策委員会」の設置	6
	(2)「いじめ対策委員会」の組織と役割	6
	(3)いじめの防止等における教職員の役割	7
	(4)いじめ対応の流れ	8
2	いじめの防止等に関する取組	9
	(1)北浜東小年間指導計画	9
	(2)いじめの未然防止	10
	(3)いじめの早期発見	11
	(4)いじめに対する措置	12
	(5)関係機関との連携	13
	(6)学校における教育相談体制の整備	13
	(7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組	13
	(8)いじめが「解消している」状態	13
	(9)「浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し	14
3	地域や家庭の役割	14
	(1)地域の役割	14
	(2)家庭の役割	14

第3 重大事態への対処.....	15
1 重大事態の意味.....	15
(1)生命心身財産重大事態.....	15
(2)不登校重大事態.....	15
(3)子どもや保護者からの申立て.....	15
2 重大事態の調査組織.....	15
3 事実関係を明確にするための調査の実施.....	16
4 調査結果の提供及び報告.....	16
5 その他の留意事項.....	16

学校は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条に基づき、浜松市いじめの防止等のための基本的な方針を参酌し、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のように定めるものとする。

## 第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

こどもは人と人との関わりの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見します。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、こどもは温かく優しい人間関係の中で伸び伸びと生活できます。しかし、ひとたびこどもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気生まれると、その場は安全な居場所ではなくなり、いじめを発生させる要因にもなりかねません。こどもにとって、いじめは健やかな成長を阻むだけでなく、将来に向けた希望を失うなど、深刻な影響を与えるものと受け止める必要があります。

### 1 いじめの定義

いじめとは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。「参考条文 法第2条第1項及び第3項」

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- インターネット上で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けたこどもの立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状態等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「校内いじめ対策委員会」という。）を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、こどもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けたこどもの意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

### 2 いじめの理解

- いじめは、どのこどもにも、どこでも起こりうるものです。

- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くのこどもが入れ替わりながら被害も加害も経験します。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題があります。
- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにすることが必要です。

### 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全てのこどもを対象とした対応が求められます。

いじめが起きているとき、いじめを受けているこどもの心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまうこどもや、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つくこどももいます。また、いじめを行ったこどもといじめを受けたこどもが入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもってしているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。こどもを取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かうこどもを育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、こどもの健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

#### (1)いじめの未然防止

全てのこどもを、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇気を持ち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

- 全てのこどもに「いじめは決して許されない」ことの意味を促し、こどもの豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全てのこどもが安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

#### (2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめの早期発見のために、本人の訴え、教職員の気付き・発見、周囲のこどもたちや家庭、地域からの情報の受け止めに努めます。

こどもたちがSOSを発信できるようにすること、いじめのサイン(こどもたちからのSOS)は、いじめを受けているこどもからも、いじめを行っているこどもからも出ていることを教職員が認識し、サインに気付けるように努めます。いじめはどのこどもにも、どこ

でも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子どもを見守る体制を整え、こどものささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

○学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、こどもがいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。

○学校は、地域、家庭と連携して、子どもを見守る。

### (3)いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けたこどもへの支援・いじめを行ったこどもや周囲のこどもへの指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は次のように対応します。

①直ちにいじめを受けたこどもやいじめを知らせてきたこどもの安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされるこどもから事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。

②家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。

③こどもの「健やかな成長」を願って支援・指導する。

④「北浜東小学校いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。

⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

### (4)地域や家庭との連携

社会総がかりで子どもを見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

○PTAや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。

○学校運営協議会(コミュニティ・スクール)制度を活用する。

○より多くの大人がこどもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### (5)関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校は、教育委員会やその他の関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など)と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、こどもや保護者に周知します。

## 第2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「北浜東小学校いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「北浜東小学校いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

また、全職員が「浜松いじめの防止等のための基本的な方針」及び「生徒指導提要（令和4年12月文部科学省。）」を理解し、「浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針」を効果的に運用していきます。

### 1 いじめの防止等のための組織

#### (1)「北浜東小学校いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止等の対策のため「北浜東小学校いじめ対策委員会」（以下いじめ対策委員会）を設置します。設置の目的は以下の通りです。

- ・いじめの疑いに対する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるようにするため。
- ・いじめの些細な兆候や懸念、こどもからの訴えを教員が抱え込まないこと、又は対応不要であると教員個人で判断することを防ぐため。
- ・情報をこどもごとに個別に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図るため。
- ・いじめ防止基本方針の策定や見直し、自校で定めたいじめ防止等の取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックやいじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、自校のいじめの防止等の取組について検証を行うため。

#### (2)「いじめ対策委員会」の組織と役割

○委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。

○参画する教職員等

- ・校長、教頭、教務主任、いじめ対策コーディネーター、生徒指導主任、発達支援コーディネーター、学年主任、養護教諭、学級担任
- ・上記を原則とするが、初動時や緊急性の高い事案においては、直ちに参集できる教職員で迅速に委員会を実施する。
- ・必要に応じて、教科担任等を参加させたり、専門的な知識を有するスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、外部専門家（警察官経験者）等を参画させる。
- ・個々のいじめの防止、早期発見・対処にあたって発達支援コーディネーター、教科担任等、関係の深い教職員を追加する。

○毎月1回定期的に開催するとともに、いじめと疑われる事案が発生した際には、随時開催する。毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。

○学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。

○重大事態（法第28条第1項に基づき、教育委員会が認めるもの。以下同じ。）の調査を学校が行う場合の調査組織の母体とする。

#### (3)いじめの防止等における教職員の役割

##### ①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果た

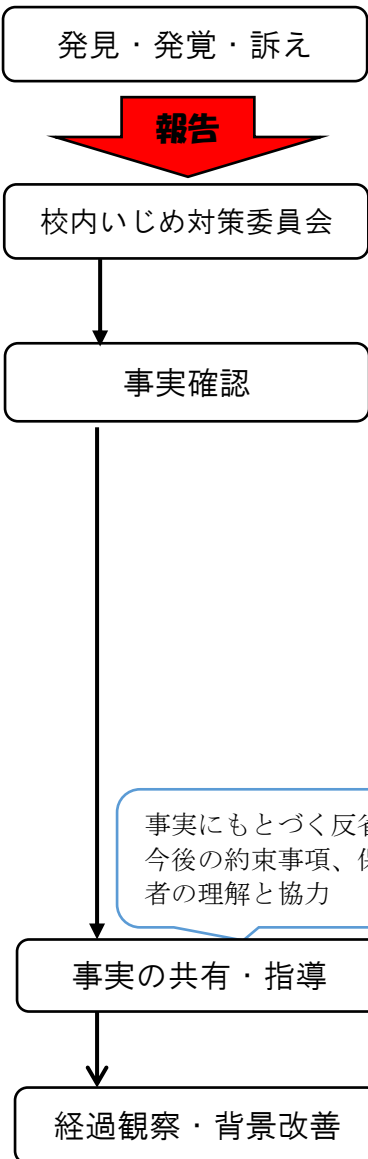
し、対応を行います。

- ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割
- イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割
- ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割
- エ 校内研修の企画・運営する役割

## ②教職員の役割

- ア 校長 : 「浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。
- イ 教頭 : 校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。
- ウ 教務主任 : いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。
- エ 生徒指導担当教員 (いじめ対策コーディネーター)  
: いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。
- オ 学年主任 : 学級担任からの情報を収集し、学年全体の実態を把握する。
- カ 養護教諭 : 児童生徒の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。
- キ 学級担任・教科担任・部活動指導に関わる教職員  
: 児童生徒の表れを注視し、気になる表れを報告する。
- ク 発達支援コーディネーター  
: 発達支援の視点から、児童生徒の気になる表れを報告したり、他の教職員の相談に乗ったりする。
- ケ SC : 心理に関する教育相談を担う。
- コ SSW : 福祉に関する教育相談を担う。

#### (4)いじめ対応の流れ



#### 【組織的な対応】

いじめを発見したり、訴えを聞いたりした教職員は、直ちに「いじめ対策委員会」に報告する。(直ちに参集できる教職員)

#### 【校内いじめ対策委員会】

対応の仕方や関係職員の役割分担等を確認する。

#### 【立場に応じた事実確認】

- ①いじめを受けている子
- ②いじめている子
- ③いじめを見て楽しんでいる子
- ④いじめを傍観している子

※ 立場の違う者同士を同席させて事実確認は行わない。

#### 【事実確認のポイント】

- ①いじめを受けている子  
心情を受け止め、励まし勇気付ける、訴え出る勇気が再発を防ぐ。
- ②いじめている子  
相手の立場に立った考え方をさせながら事実を確認する。
- ③いじめを見て楽しんでいる子④いじめを傍観している子  
当事者意識をもたせる。当事者外からの客観的な事実をつかむ。

#### 【確認すべき内容】 具体的事実の確認と心情面の理解を

いつ、どこで、誰に、どんなことを、どのくらいの頻度で  
どんなつもりで、どのように受け止めているか、今後どうするか等

#### 【保護者との協力体制】

いじめの事実関係を聴取したら、保護者にも情報提供をする。事実確認の経過や関係するこどもの心情を伝えるとともに学校での指導の方針を伝える。

#### 【市教委連絡・外部機関連携】

いじめ行為に触法性がある場合やいじめの背景に発達要因や福祉要因が認められる場合は、当初から関係機関との連携を視野に入れた指導の流れを考える。

状況によっては、校長(いじめ対策委員長)がこの時点で市教委に第一報を入れる。

事実にもとづく反省、  
今後の約束事項、保護  
者の理解と協力

#### ①いじめを受けた子に対して

定期的な声掛け、定期相談を計画、日々の家庭連絡、SCや養護教諭との連結、友人関係の調整、気になる事柄を訴え出られるように支援する 等

#### ②いじめた子に対して

行動改善の示唆と支援、いじめを行った背景や要因の改善、友人関係の調整、行動変化の観察、定期面談や行動改善のための特別な活動を計画する 等

#### ③いじめを見て楽しんでいる子に対して

いじめを生んでいる雰囲気そのものであることを指摘、よりよい集団づくりのための役割を分担等

#### ④いじめを傍観している子に対して

いじめられている子の立場に立ち勇気をもって行動するよう示唆、教職員以外のモニターとしての役割等

解消

#### 【いじめが解消されている状態】

- ① いじめの行為が止んでいること。(3か月を目安とする。)
- ② いじめを受けた子が心身の苦痛を感じていないこと。

## 2 いじめの防止等に関する取組

### (1)北浜東小年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学級・学年	入学式 始業式 学級開き (GE・アイ スブレイ ク等) 授業開き 学活 ・ルール確認 ・1年の目 標 (CP)	心の日 交通安全 教室 情報の日	道徳 命につい て考える 日 ・生命 尊重 林間学校 交通安全 リーダー と語る会	心の日 学活 ・1学期 振り返り (CP) 道徳 情報モラル 終業式 ・夏季休業 過ごし方 情報の日	始業式	人間関係 作り (GE等) 心の日 情報の日	修学旅行 心の日 情報モラ ル講座(4 年) 遵法教室 (5、6 年) 情報の日	運動会 (CP) 心の日 情報の日	心の日 終業式 学活 ・2学期 振り返り (CP) 情報の日	始業式 人間関係 作り (GE等) 心の日 情報の日	心の日	情報の日 心の日 道徳 ・感謝 学活 ・年間 振り返り (CP) 修了式 卒業式
	心の日 情報の日	学級活動、係活動・学年団集会・心の日・情報の日・クラブ活動・委員会活動での協働的な取り組み										
児童会	なかよし 活動①	1年生を 迎える会 なかよし活動②	読書週間 なかよし 活動③	企画委員 会集会		なかよし 活動④ 学校保健週間			なかよし 遊び⑤	学校保健 週間	なかよし 遊び⑥⑦	6年生に感 謝する会 なかよし遊び⑧
	委員会イベント(随時)											
教職員	生徒指導 委員会① 発達支援 推進委員 会①	アンケー ト実施① 発達支援 推進委員 会②	生徒指導委員会② いじめ対策委 員会全体会① アンケート実施②	いじめ対 策委員会 全体会②	小中合同 研修		生徒指導 委員会③ アンケー ト実施③	いじめ対 策委員会 全体会③ アンケー ト実施④	校内研修 いじめ対 策委員会 全体会④	教育課程 方針見直し アンケート 実施⑤ 生徒指導委 員会④	教育課程 発達支援推 進委員会③ いじめ対策 委員会全体 会⑤	小中連絡 会 保幼小連 絡会
	いじめ対策委員会(毎月)、臨時いじめ対策委員会(随時) SC教育相談、SSW教育相談(随時)、授業研究											
保護者・地域	入学式 PTA総会 運営方針 説明会 学校運営 協議会	学校運営 協議会 家庭訪問		夏季教育 相談 PTA挨拶運 動・補導				いい声掛けデー PTA挨拶運動 入学説明会 (中学校) 学校評価	冬季教育相 談(希望) 地域ふれあ い活動 学校運営協議会	学校運営協 議会	入学説明会 (小学校) 通学班編成	新入生情 報交換会 キャリア パスポー ト確認
	希望教育相談(随時)											

※GE:構成的グループエンカウンター CP:キャリア・パスポート

## (2)いじめの未然防止

学校教育目標「目標に向かって自ら学び続ける子」の具現化を目指し、「目標をもち、達成に向けて共に頑張り合える子の育成」と「互いのよさを認め合える子の育成」を教育の基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

- 毎年6月を「いじめや命について考える月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。

### 具体的な取組

会礼を行い、校長から「命」に関する話を全校児童に向けて行う。  
全学級で「生命尊重」を題材とした道徳授業を実施する。

- 教職員の言動が、こどもを傷つけたり、他のこどもによるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けたこどもの心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っているこどもや、周りで見えていたり、はやし立てたりするこどもを容認するものにほかならず、いじめを受けているこどもを孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。
- 教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。
- 家庭や地域に対して、こどもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても、周知徹底する。
- 「浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針」が実効性のある方針になるように、その策定に当たっては、保護者、地域住民、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等に意見や支援を求める。
- こどもと保護者が情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、情報モラル講座などの啓発活動を行う。
- こどもたちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

ア こどもがいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。

4月	学級活動での学級目標の設定
7月	SNS ノートを活用した情報モラル授業
年間	「情報の日」による情報モラルの指導
イ こどもが、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくり。	
年間	学級や学年における授業のルールについての児童の話合い
年間	学校行事や校外学習を通じた集団作りとルールの涵養
年間	学年団集会や「心の日」の実施
4月	学級活動において1年間のめあてを設定（キャリア・パスポート）
5月	提案授業と事後研修
7月	林間学校の実施（5年生）
10月	授業研究と事後研修（主体的・対話的で深い学びと自己指導能力） 修学旅行の実施（6年生）
11月	運動会の実施
学期末	キャリア・パスポートによる振り返りと意思決定

ウ こどもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うための道徳教育の充実	
4月	道徳授業開き
6月	「生命尊重」をテーマにした道徳の授業の実施
3月	「感謝」をテーマにした道徳の授業と児童集会、学校行事等の実施
年1回	参観会での道徳の授業公開
エ 発達障害を含む、障害のあるこども、海外から帰国したこどもや外国籍のこども、国際結婚の保護者を持つ外国につながるこども、性同一性障害や性的指向・性自認・性表現に係るこどもなど、こども一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援	
毎月	多様性の理解に向けた縦割り活動による清掃活動や学校行事の実施
7月	企画委員会主催のイベントの実施
5月・	発達支援推進委員会の実施
11月・	
1月	
オ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとられることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくとともに、こどもの社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動	
年間	特別活動での共同的な取り組み
毎月	構成的グループエンカウンターを用いた「心の日」の活動
4月	構成的グループエンカウンターやアイスブレイク等を用いた仲間づくりの活動
学期初	人間関係づくりのための活動

### (3)いじめの早期発見

いじめはどのこどもにも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となってこどもを見守る体制を整え、こどものささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

○教職員は、何よりも「こどものちょっとした変化」に気付き、こどもが何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃からこどもの見守りや信頼関係の構築等に努め、こどもが示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記述等を通して、日頃からこどもとのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、こどもがいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○アンケート調査は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

・定期アンケート調査：年3回、はままついじめアンケート：年2回 計5回  
 ※臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

・進め方について「いじめ対策コーディネーター」から説明する。  
 ・定期アンケート調査は、家庭で実施する。  
 ・はままついじめアンケートは、校内で実施する。  
 ・回収後速やかに、教職員が記載内容を確認する。その後、速やかに「いじめ対

策委員会」に報告する。

- ・必要に応じて、速やかに教育相談を実施する。

※アンケートの記載内容や対応について校長が確認する。

ウ 保存

- ・記入の有無に関わらず、5年間保存する。

○教育相談は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

- ・定期教育相談：1学期末は全員実施する。  
2学期末は必要に応じて実施する。

※臨時の教育相談は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

- ・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「いじめ対策委員会」に報告する。

ウ 記録の保存

- ・教職員が得た情報を5年間保存する。

○アンケート調査や個人面談において、こどもが自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、こどもにとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、こどもからの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。

○「いじめ対策委員会」を定期的開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。

○教育委員会と連携して、こどもがインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。

○法的観点から正しい認識と理解を深めるために、スクールロイヤー制度を活用する。

#### (4)いじめに対する措置

教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けたこどもやいじめを知らせてきたこどもの安全を確保した上で、次のように対応します。

○教職員がいじめを発見し、又はこどもや保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、「いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

○教職員がいじめの相談を受けたり、こどもがいじめを受けていると思われたりするときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。こどもや保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつ。

○教職員は、いじめに係る情報について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのように）を適切に記録する。

○「いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けたこども、いじめを知らせてきたこどもを徹底して守り通す。

○いじめが確認された場合は、いじめを受けたこどもには、安心できる場を確保し、いじめを行ったこどもには、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けたこどもとその保護者に対する支援、いじめを行ったこどもとその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合っ見届ける。いじめを行ったこどもに対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保

護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。こどもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。
- 校長及び教職員は、こどもがいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、こどもに対して訓告や叱責等を加えることができる。
- インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。
- いじめ行為として認知した事案等について、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

## (5) 関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

- 「いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等の参加について協力を求める。
- 「いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報をいじめ認知報告書に記載し、事案の認知毎及び月に1回教育委員会に送付する。
- 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
- いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室（教育相談員）、いじめ相談専用ダイヤル等をこどもや保護者に紹介する。

## (6) 学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家（スクールカウンセラー等）の活用等、こども、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けたこどもやいじめについて報告したこどもの気持ちを最優先に受け止め、こどもの気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

- こどもが安心してSOSを発信できるように、こどもを取り巻く大人たちは、いつでもどこでもSOSを受け止めるようにする。
- いじめを受けたこどもとその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。
- いじめを行ったこどもとその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

## (7) 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、校内研修を進めます。

- 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応の手引き」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。
- 教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内でも周知を図る。
- 定期的なアンケート等に記載された内容やこどもや保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。
- 事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。
- いじめを行ったこどもが抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶ。

## (8)いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）
- ②いじめを受けたこどもが心身の苦痛を感じていないこと

## (9)「浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- 「浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針」について、こども、保護者、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)等に説明する。
- より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。
- 「浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

## 3 地域や家庭の役割

### (1)地域の役割

いじめの未然防止の対応や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

- 地域の人たちが、地域で育つこどもに積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるようにする。学校の情報を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人がこどもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。PTAや学校運営協議会(コミュニティ・スクール)、地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

### (2)家庭の役割

こどもが社会の一員として自立してくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」(いじめ防止対策推進法第9条第1項)

また、こどもにとって家庭は、ありのままの自分を出することができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- 「ルールやマナーを守ること」をこどもに教える。
- こどもからいじめの相談を受けたら、学校へ申し出るなど適切な措置をとる。
- こどもとの触れ合いや対話を大切にする。こどものありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」とこどもが安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景としたこどものちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のトラブルについては、学校以外で起き、学校では把握できない場合が多い。こどもに携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持ってこどもの使い方や様子に注意を払う。

○こどもがいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。

- ア こどもに、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- イ こどものいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行ったこどもの健全な人格の発達を考える。
- ウ いじめの状況に応じて、いじめを行ったこどもが、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

### 第3 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。)、学校は、事案について直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」(令和7年4月改定)及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省令和6年8月改訂版)」により適切に対応します。

#### 1 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合を言います。

##### (1)生命心身財産重大事態

いじめにより、こどもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ア こどもが自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

##### (2)不登校重大事態

いじめにより、こどもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、こどもが一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である30日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

##### (3)こどもや保護者からの申立て

こどもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合、教育委員会に報告し、法第23条第2項の規定に基づき、校内いじめ対策委員会にて必要な調査を行い、いじめの有無を確認したうえで、教育委員会と対応について協議する。

#### 2 重大事態の調査組織

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う場合の組織は、次のとおりとします。

- 学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者性が確保された専門家を加える。
- 教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チームの助言や支援を求める。

なお、こどもの命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

### **3 事実関係を明確にするための調査の実施**

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情やこどもの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

### **4 調査結果の提供及び報告**

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けたこどもやその保護者に対して説明します。情報の提供に当たっては、他のこどものプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。調査結果について、学校は教育委員会に報告します。

### **5 その他の留意事項**

重大事態が発生した場合には、関係のあったこどもが深く傷つき、学校全体のこどもや保護者や地域にも不安や動揺が広がることがあります。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、こどもや保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわったこどもだけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかつたために心身の苦痛を感じてしまうこどもや保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意します。